

令和6年度第1回さいたま地域保健医療協議会

議事概要

1 開催日

令和6年5月23日（木）午後1時30分から午後2時05分まで

2 出席者

(1) 委員

田中会長（さいたま市4医師会連絡協議会議長）、金子委員（さいたま市
歯科医師会副会長）、野田委員（さいたま市薬剤師会会長）、片倉委員（埼
玉県訪問看護ステーション協会訪問看護管理者）、清水委員（さいたま市
社会福祉協議会常務理事）、草刈委員（さいたま市食生活改善推進員協議
会会長）、片山委員（さいたま市保健愛育会会長）、相馬委員（埼玉県看護
協会代表さいたま市民医療センター看護部長）、榎原委員（全国健康保険
協会埼玉支部支部長）、寺本委員（公募委員）

(2) 事務局（さいたま市）

齋藤保健部長、桑島保健所長、浅野保健衛生総務課長、小池地域医療課長、
久保こころの健康センター所長、小池保健所管理課長、絵野沢健康支援課
長、片岡感染症対策課長、山川精神保健課長、日向保健科学課長、山田介
護保険課長、清水母子保健課長 外9名

3 欠席者

紺野委員（埼玉県保険者協議会代表）

白石委員（公募委員）

4 配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿（令和6年5月23日時点）
- ・ 事務局名簿
- ・ 資料1 圏域別取組（修正案）
（感染症対策～親と子の健康づくり支援 一式）

- ・資料2 圏域別取組（案）に対する意見一覧
- ・参考資料1 さいたま地域保健医療協議会設置要綱
- ・参考資料2 圏域別取組案（令和5年度第2回 協議会開催時点）
- ・参考：第8次埼玉県地域保健医療計画

5 傍聴人
なし

6 議題

(1) 第8次さいたま保健医療圏における圏域別取組の策定について

◎さいたま市説明（馬場保健衛生総務課総務係長）

資料1及び資料2を基に、第8次さいたま保健医療圏における圏域別取組（修正案）について説明。

◎質疑等

（相馬委員）

【主な取組及び内容】に記載のある実施主体について、どのような場合に記載するなどの基準はあるのか。

（浅野保健衛生総務課長）

具体的な基準はない。目標の推進に当たり、御協力いただける団体を記載している。

（相馬委員）

「感染症対策」においては、感染症法が改正され、災害支援ナースが都道府県知事の求めに応じて派遣される医療従事者として位置付けられることになったため、看護は必要不可欠となった。

また、「健康づくり対策」においては、看護協会の支部活動という形で、各地域で、市民セミナーや健康相談等を行っている。

また、「在宅医療の推進」や「親と子の保健対策」においても、看護師や助産師が介入している。

これらのことを鑑みると、市の活動に対し、スタッフ一人一人が取り組めるので、是非、看護協会を実施主体の一つに入れていただきたい。

(浅野保健衛生総務課長)

新たに御協力いただける団体があることはとてもありがたいので、いただいた御意見を基に、実施主体に追加させていただく。

(野田委員)

これらの様々な取組については、この後決定する個々の取組の中で進められていくと思うが、その個々の取組と各団体で行っている取組に不一致があるのはよくないと考えている。今後、協議会の中で決定する個々の取組とは別に、関係実施団体と協議会が連携して何かを行っていくということは今後あるのか。

(浅野保健衛生総務課長)

そのようなことは想定していない。

(田中会長)

今後、医療・介護・福祉が連携し、取組を実施していくことになるが、行政が主導して取組を実施していただきたい。

(田中会長)

「在宅医療の推進」において、事務局から清水委員の御意見を踏まえ、医療・介護に加え、福祉との連携を追記したとの説明があったが、今回の修正案で、「在宅医療の推進」の実施主体から社会福祉協議会が削除されたことにより、全項目から社会福祉協議会の表記がなくなってしまった。

「在宅医療の推進」の【主な取組及び内容】の「医療、介護及び福祉の連携強化」については、地域福祉推進の立場から社会福祉協議会で実施している事業と関連がある事業が含まれていると思うがいかがか。

(清水委員)

社会福祉協議会では、令和3年度に訪問介護部門を廃止し、令和6年度には訪問看護部門も廃止する。外郭団体である私共の使命は終えたと考えている。また、人材の確保ができないことということも、廃止した理由の一つである。

現在、地域包括支援センターの運営やさいたま市老人福祉施設協議会等の事務局を担っているため、今後は、主体となって実施するよりも、裏方としてサポートしていく考えである。

また、それに伴い、要綱の構成員から社会福祉協議会を削除していただきたい。

(浅野保健衛生総務課長)

実施主体については承知した。要綱の構成員については検討する。

7 議決

(田中会長)

第8次さいたま保健医療圏における圏域別取組について、いただいた意見等をもとに事務局にて修正した後、私の一任で決定することによいか。

(一同)

異議なし。